

○滝川市の規程の準用に関する規程

昭和56年10月1日
訓 令 第 1 号

滝川市の規程の準用に関する規程（昭和46年滝川市ほか2町衛生施設組合訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 中空知衛生施設組合の運営について、他に特別に定めのあるものを除くほか、滝川市規程を準用する。

（準用規程）

第2条 準用する滝川市規程は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市事務決裁規程（昭和55年滝川市訓令第3号）
- (2) 滝川市文書事務取扱規程（平成4年滝川市訓令第3号）
- (3) 滝川市車両管理規程（昭和51年滝川市訓令第5号）
- (4) 滝川市公用文に関する規程（平成7年滝川市訓令第5号）
- (5) 滝川市個人情報等の適正管理に関する規程（平成14年滝川市訓令第1号）
- (6) 滝川市情報資産に係る情報セキュリティに関する規程（平成16年滝川市訓令第2号）
- (7) 辞令規程（昭和46年滝川市訓令第8号）
- (8) 滝川市職員服務規程（昭和46年滝川市訓令第9号）
- (9) 滝川市職員の私有車の公務使用に関する規程（平成19年滝川市訓令第2号）
- (10) 滝川市職員の人事評価及び自己申告に関する規程（平成28年滝川市訓令第1号）
- (11) 滝川市会計年度任用職員の人事評価に関する規程（令和2年滝川市訓令第5号）
- (12) 滝川市物品等区分取扱規程（昭和57年滝川市訓令第7号）

2 前項の規定により滝川市規程を準用する場合において、同項各号に掲げる滝川市規程のそれぞれの規定中「滝川市」とあるのは「中空知衛生施設組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「滝川市職員」とあるのは「中空知衛生施設組合職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月7日訓令第1号）

この訓令は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（令和4年3月25日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月17日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月4日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。